

参考答案
〔商法〕

第1 設問1について

1 B及びCが甲社に対して会社法上の損害賠償責任を負う根拠としては、法423条1項に基づく損害賠償責任が考えられる。すなわち、取締役は、その任務を怠ったときは、株式会社に対して損害賠償責任を負う(同条1項)。

2 会社法上、取締役は、法令を遵守し、株式会社のために忠実に職務を行う義務があることから(法355条、法330条、民法644条)、取締役が会社法に違反する行為や、会社の犠牲の下自己の利益を図る行為を行った場合には、「任務を怠った」場合に該当するものと考えられる。

(1) まず、B及びCは甲社の取締役でありながら、自ら出資して乙社を設立してその取締役乃至代表取締役に就任し、甲社の営業に必要不可欠な3Dプリンターを乙社において譲り受けたのみならず、Eを含む甲社の主要な従業員4名を甲社から退職させるとともに乙社において雇入れ、さらには甲社の売上の60%を占める主要取引先であるG社、H社及びI社を乙社に誘導し、平成29年5月以降は乙社において従前甲社が行っていた業務を受注し、これにより甲社は従前行っていた営業を継続できなくなったというのであるから、B及びCが乙社の役員として行ったこれらの行為(以下「本件行為」という。)は甲社の犠牲のもと自己の利益を図るものであって、法355条に規定する「株式会社のために忠実に職務を行う義務」及び民法644条に規定する善管注意義務に違反

する。

(2) ア また、本件行為は、B及びCが乙社の取締役として、同社において甲社が従前営んできた業務を営んでいるというものであるから、法356条1項1号という甲社の「事業の部類に属する取引」に該当する。そして、Bは甲社の代表取締役であると同時に、本件プリンターの売却先である乙社の代表取締役でもあることから、甲社と乙社の間の本件プリンターの売買は、Bにとって法356条1項2号に規定するいわゆる利益相反取引に該当するため、甲社の取締役会において重要事実を開示したうえで承認を得る必要がある。

イ この点、確かにB及びCは4月29日に本件プリンターの売却に関し取締役会の承認を得ているうえ、本件プリンターは時価相当額で売却されている。しかし、当該取締役会に出席したB及びCは譲渡相手方である乙社の取締役乃至代表取締役であり、法369条2項にいう「特別の利害関係を有する取締役」に該当するため、本来議決に参加することができないのであって、B及びCのみが参加して行われた当該取締役会決議は無効である。

ウ また、監査役設置会社における取締役会の招集通知は監査役にも送付する必要があるが(法368条1項)、本件では招集通知がAに送付されておらず、その点でも取締役会の決議は違法である。

エ 従って、BとCは本件行為について有効な取締役会の承認を得ておらず、法356条1項に違反する。

(3) さらに、B及びCは甲社をして本件プリンターを乙社に売却させているが、そののみならず、本件行為は従業員及び主要取引先の移転をも伴っており、これを全体としてみた場合、本件行為は単なる財産の処分行為ではなく、一定の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する財産であるところの甲社のキャラクターデザイン事業そのものの譲渡に該当するものと考えられるべきであり、株主総会の決議により承認を得る必要があるものと考ええる（法 467 条 1 項 2 号）。

しかるに、B及びCは本件行為について株主総会を全く招集していないことから、会社法第 467 条 1 項に違反する。

4 上記のとおりB及びCには前記(1)乃至(3)の法令違反が認められるため、法 423 条 1 項に基づく損害賠償責任を負う。なお、利益相反取引を行ったB、及び当該取引を承認したCは任務を怠ったことを推定される（423 条 3 項 1 号及び 2 号）ほか、B、C及び乙社が得た利益の額は甲社の損害と推定される（同条 2 項）。

第 2 設問 2 について

1 乙社に対して本件プリンターを返還するよう請求することができる者は甲社に限られるところ、甲社の代表取締役はBであり、Bは乙社の代表取締役でもあることに鑑みれば、Bが甲社代表取締役として乙社に対して本件プリンターの返還を求めることは期待できない。確かにBは5月1日に甲社に対して辞任届を提出し

ているが、甲社は取締役会設置会社であり取締役は3人以上である必要がある（法 331 条 1 項）、欠員を生じているため、Bはなお甲社の代表取締役として権利及び義務を負う（法 351 条 1 項）。

2 そこで、Aはまず、甲社の 100%株主として、速やかに株主総会決議によりB及びCの後任となる取締役2名を選任し、併せて当該2名の取締役及びDをして、新たな代表取締役を選任させるべきである。ただし、代表取締役Bが株主総会を招集し、議長として株主総会を主宰することが期待できない以上、当該株主総会決議は株主による議案の提案及び同意により株主総会の決議があったものとみなされる法 319 条 1 項所定の方法によるべきである。

3 そのうえで、甲社が乙社に対し本件プリンターの返還を求めめることの可否について検討する。この点、甲社が乙社に対して本件プリンターの返還を求めめるためには、当該譲渡契約が無効であり同プリンターの所有権がなお甲社にある必要がある。

4 前述のとおり、本件プリンター及びこれに伴うキャラクターデザイン事業の譲渡に際し、甲社において株主総会の特別決議による承認が得られていない。事業譲渡が譲受会社に与える影響が重要であることに鑑みれば、株主総会決議を欠く事業譲渡の効力については無効と解すべきである。

5 本件において、甲乙間の本件プリンターの譲渡契約は無効であり、甲社は本件プリンターの返還を請求できる。以上